１３　米国による関税措置に関する提言

米国による関税措置について、米国は日本からの輸入品に対する相互関税や、裾野の広い産業である自動車等に対する関税を 15%にすること、また、既存のミニマムアクセス制度の枠内で米国からのコメの調達割合を増やすことで合意したとの発表があり、政府のこれまでの交渉の成果を評価する。一方で、鉄鋼・アルミニウムについては 50%のままとされている。

中小企業等の現場からの将来に対する不安や懸念の声を払拭し、これまで各地で取り組んできた地方創生を強力に推進していくためには、今回の合意を踏まえ、国の「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に加え、中長期的な対策を速やかに示していくことが求められている。

また、関税措置等は、グローバルサプライチェーンが拡大する中で、機械系製造業をはじめ、農林水産業や食品製造業など、あらゆる分野に波及し、影響が長期にわたるおそれがある。

このため、国においては、関税措置等がもたらす影響の分析に取り組み、影響を最小限に抑える対策を講じていくことや、地方の潜在的な成長力を引き出し、付加価値創出型の新しい地方経済を創生していくことが不可欠であるため、国に対して、以下のとおり提言するものである。

１　自由貿易体制の維持に向け、従来の関税率から上がる影響を踏まえ、米国に対し、機会を捉えて関税措置の見直しを引き続き粘り強く求めること。

２　米国の関税措置がもたらす日本経済への影響等について的確な分析を行い、国民や事業者等に対し迅速かつ丁寧に説明を行うとともに、地方の声も十分聴きながら、こうした分析結果や地域の実情を踏まえ、国として必要な対策を講じ、また、地方に対する財政支援等を講じること。

さらに、関税の影響が長期化・深刻化する事態となる場合には、躊躇なく需要喚起策等の措置を講じること。

３　自動車関連産業をはじめ、関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対する資金繰り支援、経営指導、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化等、地方の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じること。

特に、適切な価格転嫁を阻害することがないよう、発注側企業への監視を強化・徹底すること。

４　農林水産物の輸出に力を入れている産地の成長を妨げることがないよう、輸出先の多角化など必要な対策を講じるとともに、地方が独自に行う関税措置対策に対して必要な支援を行うこと。

また、既存のミニマムアクセス制度の枠内で米国からのコメの調達割合を増やすことで合意に至ったが、引き続き、農林水産業等に及ぼす影響を十分に勘案した上、これまでの輸入のルールを堅持し、農林水産物に対する万全な国境措置の確保等、国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じること。

5　地方経済が持続的に発展し、我が国の経済全体を強力に支える経済構造としていくため、地域の特性や資源を生かした高付加価値型の産業・事業の創出、強化を図るとともに、新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出に向けた支援を行うこと。